



米国の「相互関税」導入の公表を受けて ～政策の概要と今後の見通し等について～

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

平素より「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。本資料では、2025年4月2日に公表された米国の「相互関税」導入の概要に加えて、足元の状況と今後の見通しについて運用チームおよびファンドマネージャーのコメントをお伝えいたします。

米国の「相互関税」導入の概要

- 2025年4月2日、トランプ米大統領は世界各国・地域から米国に輸入されるすべての製品に対し、一律10%の関税を課すことを公表しました。また、貿易相手国・地域の関税率や非関税障壁を踏まえた「相互関税」の導入も発表しました（右表参照）。
- 現時点では、一律10%の輸入関税は4月5日、相互関税は4月9日から発動される見通しです。トランプ米大統領による関税政策は、各国・地域との交渉次第で緩和方向に修正される可能性も想定されます。仮に報復関税の動きが広がれば、トランプ米大統領はさらに関税を引き上げ、状況が悪化する恐れがある一方、米国と各国・地域との交渉が進展すれば、個々に関税が修正されることも期待されます。
- 米国の「相互関税」導入の公表を受け、景気後退への懸念が広がったことから、4月3日の日本株市場は全面安の展開となり、日経平均株価は前営業日比で900円超の下落となりました。

米国が公表した相互関税の税率

国・地域	税率
ベトナム	46%
中国	34%
台湾	32%
インド	26%
韓国	25%
日本	24%
欧州連合（EU）	20%

(注) 国・地域は一部抜粋。

(出所) 米ホワイトハウスの資料を基に委託会社作成

日経平均株価の推移

(1980年1月4日～2025年4月3日、日次)



(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.

運用チームおよびファンドマネージャーによるコメント ～足元の状況と今後の見通し～

＜足元の状況と短期的な見通し＞

- 米政府がEUや中国、日本などに対して高率の相互関税を発表したことを受け、4月3日の金融市場ではリスク回避の動きが広がり、日本株は大きく下落しましたが、足元の下落により、ネガティブな材料はある程度株価に織り込まれたものと捉えています。
- 一方で、今回の関税を受けて、各国・地域が米国に対する報復措置に動くのか、それともトランプ米大統領との交渉を通じて税率の引下げを働きかけるのか、そしてトランプ米大統領は各国・地域との交渉に応じるのか、といった点を巡り、当面はトランプ政権の関税政策を巡る不透明感の高い状況が続くと見込んでいます。

＜中期的な見通し＞

- 今後については、各国・地域政府の交渉によって関税率が引下げとなるか、という点が金融市場の焦点になってくると考えられます。関税率が早期に引き下げられれば、各国・地域の景気への下押し圧力および米国でのインフレ圧力は緩和され、グローバル景気のソフトランディング期待が高まり、リスク資産への見直し買いが入るとみられます。日本株についても反発が期待されます。
- 一方で、高率の関税政策が修正されない場合には、各国・地域の景気への下押しならびに米国でのインフレ圧力も長引く可能性があります。もっとも、各国・地域で景気への懸念が強まれば、財政・金融当局が景気支援に舵を切り、政策期待から金融市場の懸念は和らぐ可能性もあります。
- 日本企業にとっての留意点は為替動向と考えています。FRB（米連邦準備制度理事会）が積極的な利下げに踏み切れば、急激な円高を引き起こすリスクを警戒する必要があります。

＜ファンドマネージャーによる今後の運用に関するコメント＞

- 自動車に関しては、既に4月3日から輸入車に対する25%の関税が発動されています。日本をはじめとする各国・地域の自動車メーカーの今後の動向には注視が必要です。
- さらに今回の追加関税を受けて、景気後退懸念が高まれば消費者の購買意欲が減退し、自動車の売上にも影響すると予想され、投資家のセンチメントや業績見通しの悪化につながると考えられます。
- 中長期的には、トヨタグループが掲げているマルチパスウェイ戦略*などこれまでの取組みが競争力を支え続けると考えています。

*ハイブリッド車から、プラグインハイブリッド、EV、燃料電池車など多様なパワートレインの開発を進める戦略。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

※上記は、過去の実績および作成基準日現在の見通しならびに運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.

当ファンドおよび日本株市場のパフォーマンスの推移

(2003年11月13日（設定日前日）～2025年4月3日、日次)

(円、ポイント)

80,000

2025年4月3日時点 年初来騰落率 (%)

-15.1

-当ファンド

-<参考指標> TOPIX（配当込み）

-6.7

60,000

40,000

20,000

10,000

0

03/11

08/11

13/11

18/11

23/11

2025年4月3日時点

当ファンド 48,747円

<参考指標>
TOPIX（配当込み）
38,839ポイント

(年/月)

(注1) 当ファンドの推移は税引前分配金再投資基準価額ベース。税引前分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注2) 当ファンドの騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

(注3) TOPIX（配当込み）は当ファンドの参考指標であり、ベンチマークではありません。

(注4) TOPIX（配当込み）は2003年11月13日（設定日前日）を10,000として指数化。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記は、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や市場環境を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

ファンドの特色

1. 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - グループ会社とは、トヨタ自動車の有価証券報告書等の公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。（以下、同じ。）
 - 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。
2. 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】

 - トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、TOPIX（東証株価指数）採用銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】

- 原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
 - トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。
- ※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】

- 組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。
- なお、追加設定・解約等により、四半期期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。
- 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車の有価証券報告書等の公開情報の開示に基づいて行います。

※当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入比率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

※当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

3. 株式の実質組入比率は、通常の状態で高位を保つことを基本とします。

- 当ファンドは特化型運用を行います。
- トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は約50%までとします。ただし、同社以外のグループ会社の各株式の純資産総額に対する比率は35%を超えないものとします。
- 当ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

※特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

※ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク

【特定の業種・銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です】

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ**購入単位**

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2003年11月14日設定）

決算日

毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

※分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

課税関係

●課税上は株式投資信託として取り扱われます。

●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

●当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●配当控除の適用が可能ですが、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入価額に3.30%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○ 信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年0.759%（税抜き0.69%）の率を乗じた額です。

○ その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

●監査法人等に支払われるファンドの監査費用

●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料

●資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 謹渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（謹渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および謹渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ： <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社 ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本 証券 業 協 会	一般 社 團 法 人 第 二 種 金融 商品 取 引 業 協 会	日本 一 般 投 資 顧 問 業 協 会	金融 先 物 取 引 業 協 会	一般 社 團 法 人 第 二 種 投 資 信 託 協 会	備考
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		
池田泉州 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
F F G 証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○	○				
O K B 証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第191号	○					
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○		※1
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○					※2
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第37号	○					
十六 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○		○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○		
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第36号	○					
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				※2
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
西日本シティ T T 証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					
P a y P a y 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2883号	○					
ほくほく T T 証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○					
三菱 U F J eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社あいち銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○					
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社イオン銀行（仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○					※3

備考欄について

※1：ネット専用※2：新規の募集はお取り扱いしておりません。※3：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	日本一般社団法人投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人投資信託協会	備考
株式会社SBI新生銀行（SBI証券仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○			※1※4
株式会社SBI新生銀行（マネックス証券仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○			※1※3
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第3号	○		○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○					
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○					
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○					
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第5号	○		○			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第3号	○					
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号	○		○			
株式会社莊内銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第6号	○					
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第16号	○					
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第8号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	○		○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第7号	○		○			
P a y P a y銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○		○			
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号	○		○			
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○					
旭川信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第5号						
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号	○					
足利小山信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第217号						
足立成和信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第144号						
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第39号	○					
いちい信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第25号						
遠州信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第28号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第29号						
大川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第19号						
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第30号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第19号	○					
遠賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第21号						
蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第32号						

備考欄について

※1：ネット専用※3：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社※4：委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券



販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	日本一般社団法人顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人投資信託協会	備考
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第34号						
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第51号						
吉備信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第22号						
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第35号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第234号						
桑名三重信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第37号						
神戸信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第56号						
佐賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第25号						
しづおか焼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第38号						
しののめ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第232号						
静清信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第43号	○					
西武信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第162号	○					
関信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第45号						
瀬戸信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第46号	○					
大地みらい信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第26号						
高山信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第47号						
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第67号						
館林信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第238号						
筑後信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第28号						
知多信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第48号						
東春信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第52号						
東濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第53号	○					
栃木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第224号						
富山信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第27号						
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第54号						
豊田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第55号	○					
豊橋信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第56号						
長野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第256号	○					
新潟信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第249号						
西尾信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第58号	○					
沼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第59号						
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号						

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.

販売会社

販売会社名	登録番号	日本 証券業 協会	一般 金融 商品 取引 業 協会	一般 社團 法人 第二種 顧問業 協会	日本 一般 社團 法人 業 協会	金融 先物 取引 業 協会	一般 社團 法人 投資 信託 協会	備考
半田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第62号							
尾西信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第63号							
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第81号	○						
富士信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第64号							
碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第66号	○						
米沢信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第56号							
留萌信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第36号							

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2025年4月3日



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.